

改正

平成30年7月30日告示第285号

平成31年1月30日告示第18号

磐田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・生活支援サービス事業の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）並びに磐田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年磐田市規則第10号。以下「実施規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法、省令、実施規則及び磐田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成29年磐田市規則第11号）で使用される用語の例による。

(サービスの内容等)

第3条 訪問型サービスAとして実施するサービスの内容は、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月12日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める生活援助とする。

- 2 通所型サービスAとして実施するサービスの内容は、生活機能向上のための機能訓練、運動レクリエーション等とする。ただし、入浴サービスは実施を要しないものとする。
- 3 通所型サービスAとして実施するサービスの提供時間数は、3時間以上とする。

(サービス提供対象者)

第4条 訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAのサービス提供対象者は、次の各号に掲げるサービス利用回数の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 1週間につき1回程度 事業対象者及び要支援者
- (2) 1週間につき2回程度 事業対象者及び要支援者
- (3) 1週間につき2回を超える回数 事業対象者及び要支援者（要支援2の者に限る。）

- 2 通所介護相当サービス及び通所型サービスAのサービス提供対象者は、次の各号に掲げるサー

ビス利用回数の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 1週間につき1回程度 事業対象者及び要支援者
- (2) 1週間につき2回程度 要支援者（要支援2の者に限る。）

3 前項第2号の規定にかかわらず、事業対象者は、あらかじめ1週間につき2回程度のサービス利用が必要な理由を記載した届出書及び介護予防支援計画書を市長に提出した場合は、通所介護相当サービス及び通所型サービスAを1週間につき2回程度利用することができるものとする。

（第1号訪問事業に要する第1号事業支給費の額等）

第5条 省令第140条の63の2の規定により磐田市が定める第1号訪問事業に要する第1号事業支給費の額は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により10円に磐田市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額に、別表第1に定める単位数を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 訪問介護相当サービスと訪問型サービスAを併用する場合の1か月当たりの利用回数の上限は、別表第2のとおりとする。

（第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額等）

第6条 省令第140条の63の2の規定により磐田市が定める第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額は、単価告示の規定により10円に磐田市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額に、別表第3に定める単位数を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 通所介護相当サービスと通所型サービスAを併用する場合の1か月当たりの利用回数の上限は、別表第4のとおりとする。

（第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額）

第7条 省令第140条の63の2の規定により磐田市が定める第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額は、単価告示の規定により10円に磐田市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額に、次の各号に定める単位数を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 介護予防ケアマネジメントA 430単位
- (2) 介護予防ケアマネジメントC 300単位

2 新規の利用者に対し介護予防支援を行った場合は、初回加算として前項各号の単位数に300単位を加えるものとする。

(第1号事業支給費の支給割合)

第8条 第1号事業支給費の支給割合は、次のとおりとする。

- (1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90
- (2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 前項第1号の規定にかかわらず、一定以上の所得を有する者に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業の支給割合は、法第59条の2に規定する予防給付の支給割合の例による。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月30日告示第285号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月30日告示第18号)

この告示は、平成31年2月1日から施行し、同日以後に作成する介護予防支援計画に基づくサービス利用から適用する。

別表第1 (第5条関係)

サービス種別		訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	
単 価	月包括	週1回程度	1,168単位	892単位
		週2回程度	2,335単位	1,785単位
		週2回を超える回数	3,704単位	2,832単位
	回数(1回当 たり)	週1回程度	266単位	202単位
		週2回程度	270単位	205単位
		週2回を超える回数	285単位	217単位
加算及び減算		国の規定どおり算定する。	算定しない。	

備考

- 1 原則として月包括単価を用いるものとする。
- 2 訪問介護相当サービスと訪問型サービスAを併用する場合は、回数単価を用いるものとする(訪問介護相当サービスと訪問型サービスAについて、それぞれの包括単価は用いない。)
- 3 回数単価を用いる場合は、訪問介護相当サービスと訪問型サービスAで同じ利用頻度の単

価を用いるものとする。

- 4 加算及び減算は、訪問介護相当サービスと訪問型サービスAを併用する場合は、算定しない。

別表第2（第5条関係）

	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
週1回程度	2回	2回
週2回程度	4回	4回
週3回程度及び週3回を超える回数	6回	6回

別表第3（第6条関係）

サービス種別		通所介護相当サービス	通所型サービスA	
単 価	月包括	週1回程度	1,647単位	1,168単位
		週2回程度	3,377単位	2,396単位
単 価	回数（1回当 たり）	週1回程度	378単位	267単位
		週2回程度	389単位	275単位
加算・減算		国の規定どおり算定する。	算定しない。	

備考

- 1 原則として月包括単価を用いるものとする。
- 2 通所介護相当サービスと通所型サービスAを併用する場合は、回数単価を用いるものとする（通所介護相当サービスと通所型サービスAについて、それぞれの包括単価は用いない。）。
- 3 回数単価を用いる場合は、通所介護相当サービスと通所型サービスAで同じ利用頻度の単価を用いるものとする。
- 4 加算及び減算は、通所介護相当サービスと通所型サービスAを併用する場合は、算定しない。

別表第4（第6条関係）

	通所介護相当サービス	通所型サービスA
週1回程度	2回	2回
週2回程度	4回	4回